

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは
依存症対策全国センター（NCASA）の
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-1404-3327

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL（携帯電話から）

03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、
給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化にお
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/
association/dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることが
あなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあってしまったら
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、
「日本貸金業協会」、
「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、「警察」などに
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

東海財務局	052-951-1764
三重県消費生活センター	059-228-2212
消費者ホットライン ※お住まいの市町の消費生活相談窓口、 または三重県消費生活センターにつながります。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会 (多重債務ほっとライン)	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス三重	0570-078344
三重弁護士会(多重債務無料相談)	059-222-5957 水・金 13:00~15:00
	059-352-1756 (四日市支部)月・水 13:00~15:00
三重県司法書士会	059-224-5171

事業者向け相談窓口

東海財務局	052-951-1764
三重県商工会連合会	059-225-3161
商工会議所	
四日市 059-352-8191	津 059-228-9141
伊勢 0596-25-5151	松阪 0598-51-7811
鈴鹿 059-382-3222	桑名 0594-22-5155
上野 0595-21-0527	亀山 0595-82-1331
尾鷲 0597-22-2611	名張 0595-63-0080
鳥羽 0599-25-2751	熊野 0597-89-3435
三重県中小企業団体中央会	059-228-5195
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
三重県司法書士会	059-224-5171

市区町村の相談窓口

桑名市	商工課	0594-24-1334
いなべ市	商工観光課	0594-86-7833
木曽岬町	住民課	0567-68-6103
東員町	町民課	0594-86-2806
四日市市	市民協働安全課 市民・消費生活相談室	059-354-8153
菟野町	観光産業課	059-391-1129
朝日町	産業建設課	059-377-5658
川越町	産業建設課	059-366-7117
鈴鹿市	市民対話課	059-382-9004
亀山市	まちづくり協働課 市民協働グループ	0595-84-5008
鈴鹿亀山地区 広域連合	鈴鹿亀山消費生活センター	059-375-7611
津市	津市消費生活センター	059-229-3313
松阪市	松阪市消費生活センター	0598-25-6590
多気町	企画調整課	0598-38-1124
明和町	防災安全課	0596-52-7110
大台町	産業課	0598-82-3786
伊勢市	伊勢市消費生活センター	0596-21-5717
鳥羽市		
志摩市		
玉城町		
大紀町		
南伊勢町		
度会町	産業振興課	0596-62-2416
名張市	市民相談室	0595-63-7416
伊賀市	住民課	0595-22-9626
尾鷲市	商工観光課	0597-23-8122
紀北町	商工観光課	0597-46-3115
熊野市	市民保険課	0597-89-5454
御浜町	住民課	05979-3-0512
紀宝町	産業振興課	0735-33-0336

■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じることが
できます。
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人として任
意整理等の交渉をすることができます。